

横浜市社会教育委員 関係法令等

■社会教育法(関連部分抜粋)

■社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を

条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(関連部分抜粋)

■横浜市社会教育委員条例

■横浜市社会教育委員会議規則

■横浜市社会教育委員会議運営要領

○社会教育法（社会教育委員の関連部分抜粋）

（昭和24年6月10日法律第207号）
（最終改正：平成29年3月31日法律第5号）

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。
二 社会教育委員の委嘱に関すること。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

(社会教育委員の関連部分抜粋)

(平成23年12月1日文部科学省令第42号)

(最終改正：平成25年9月10日文部科学省令第25号)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第18条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

○横浜市社会教育委員条例

制 定 昭和25年8月4日条例第30号
最近改正 平成25年12月25日条例第90号

市会の議決を経て、〔横浜市社会教育委員の設置並びに費用弁償に関する条例〕を次のように定める。

横浜市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、本市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の定数)

第3条 委員の定数は10人とする。

(任期その他)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、1回に限り重任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解嘱することができる。

(費用弁償)

第5条 委員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、横浜市旅費条例(昭和23年10月横浜市条例第73号)中2号の者に支給する額により、同条例を準用して支給する。

3 委員が職務を行うために必要な研究調査及びその他の費用は、予算の範囲内においてこれを弁償する。

(委任)

第6条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、昭和27年3月31日までとする。

付 則 (昭和30年3月条例第3号) 抄

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和30年5月規則第26号により同年同月21日から施行)

附 則 (平成25年12月条例第90号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○横浜市社会教育委員会議規則

制 定 昭和25年8月4日教委規則第6号
最近改正 平成15年10月15日教委規則第16号

横浜市社会教育委員会議規則を次のように定める。

横浜市社会教育委員会議規則

(目的)

第1条 横浜市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下会議という。）については、この規則の定めるところによる。

(議長及び副議長)

第2条 会議に、議長及び副議長それぞれ一人を置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。

3 議長及び副議長の任期は、委員の任期とする。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 議長は、議案その他に関し必要あるときは、関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

第5条 教育委員会事務局職員は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第6条 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年1月教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年10月教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

○横浜市社会教育委員会議運営要領

制 定 平成12年 9月18日

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市社会教育委員会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、会議の議事日程を定め、あらかじめ会議の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 議長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、議長は、会議に諮り、討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 会議の開会、閉会、中止等は、議長がこれを宣告する。

2 議長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 議長は、委員の出席数が定足数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、議長を呼び、議長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 議長は、会議及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 議長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 会議は会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 議案及び関係資料
- (6) その他会議が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、各委員への持回り又は会議があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

2 会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券（別表様式）の交付を受けなければならない。

3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配布)

第8条 会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、議長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他議長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
(会場からの退去)

第10条 議長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、議長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。
(会議の非公開)

- 第11条** 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、議長は、その旨を宣告するものとする。
- 2 議長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
 - 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者がいるときは、議長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

附 則

この要領は、平成12年9月18日から施行する。

別表様式（第7条第2項）

第	号	
傍	聴	券
傍聴人住所 氏名		
横浜市社会教育委員会議議長		

傍 聴 さ れ る 方 へ

- 1 会場の指定された場所に着席してください。
- 2 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が許可した場合を除きます。
- 3 危険物を持っている方、酒気を帯びている方その他議長が会議の運営に支障があると認める方は、会場に立ち入ることができません。
- 4 傍聴者が、会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をし、議長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。